

F C岐阜後援会 会則

(名称)

第1条 この会は、F C岐阜後援会（以下「本会」という。）と称し、県民、企業、行政が三位一体となり組織する。

(目的)

第2条 本会は、スポーツを通じて未来を担う子供たちの創造性と夢を育てていくとともに、地域社会の「人づくり、まちづくり」に寄与しようとする株式会社岐阜フットボールクラブ（以下「F C岐阜」という。）の活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) F C岐阜の活動に対する物心両面にわたる支援活動事業
- (2) F C岐阜後援会会費による財政支援
- (3) F C岐阜のスポンサー獲得の支援
- (4) F C岐阜の広報・宣伝事業
- (5) 会員相互の親睦を図る事業
- (6) 会員の拡大に関する事業
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員（以下「会員」という。）は、第2条の目的に賛同する個人、企業・行政及びその他の団体とする。

2 会員は、第3条第5号に規定する会員の拡大について、会員相互の協力のもと常時努めるものとする。

(入会及び退会)

第5条 会員は第16条第3項に規定する会費を納入し入会することができる。

2 会員の有効期限は、入会した日から同一会計年度内の1月31日までとする。なお、有効期限満了日以降も会員として継続を希望する者は、新たに会費を納入することにより、継続会員として有効期限を延長する。

3 会員は、本人の申し出により退会することができる。

4 会費を滞納した者または本会の名誉を汚した者は、会長の判断により退会させることができる。

5 入会者が以下の者である場合には、入会できない。また、入会后判明した場合には、ただちに退会となる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条の暴力団又はこれに類する反社会的団体（以下「暴力団等」という。）に所属する者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等でなくなった時から5年経過しない者

- (3) 暴力団等及び暴力団員等と組織上又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者
 - (4) 暴力団等及び暴力団員等に対し、資金その他の便益を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有する者と当会が認める場合
- 6 会費については1年間単位とし、日割りはないものとする。

(会員の権利)

第6条 本会の会員は、この会則に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有する。

- 2 会員には、FC岐阜と協議のうえ、別に定める特典を供与することができる。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 30名以下
- (4) 監事 1名

(役員を選任)

第8条 会長は、総会において会員の中から選出する。

- 2 副会長は、会長が選任する。
- 3 理事は、別表の職にある者をもって充てる。
- 4 監事は、会長が相談役の中から選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は会務を処理する。
- 4 監事は、事業および会計を監査し、必要と認めたときは本会の業務執行状況につき、会長に報告を求めることができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前項の規定にかかわらず、前任又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(相談役)

第11条 本会に相談役を置く。

- 2 相談役は、会長が推薦する。
- 3 相談役の仕事は第10条の規定を準用する。

(名誉会長、最高顧問及び顧問)

第12条 本会に名誉会長、名誉副会長、最高顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長、最高顧問及び顧問は、会長が推薦する。

(会議)

第13条 本会が有する会議は、総会とする。

2 総会は、年1回会長が招集し、第7条の役員及び第11条の相談役をもって構成し、以下について報告・議決するものとする。

① 決算収支および事業報告

② 事業計画・予算の決定

③ その他後援会活動について重要な事項

3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

4 総会の議長は会長が務めるものとする。

5 第12条に定める名誉会長、名誉副会長、最高顧問及び顧問は、必要に応じて総会に参加する権利を有するものとする。

6 会長は、総会に諮る案件について、緊急に諮る必要がある場合又は軽微な事項である場合には、総会構成員に書面で賛否を求め、これをもって総会の議決とみなすことができる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を岐阜市内に置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日までとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 第3条第1号の規定による支援活動の一環として、会費収入の60%をFC岐阜の財政支援に充てるものとする。

3 会費は、年会費として、個人会員1口5千円、法人会員1口3万円とする。

4 脱会時の会費の返還は行わない。

(業務報告)

第17条 事務局は、第15条に定める毎会計年度終了後に、当該会計年度に係る業務報告書を作成し、監事の監査を経て、会長に報告しなければならない。

(会則の改正)

第18条 この会則を改正しようとするときは、会長及び監事の承認を得なければならない。

(会員の情報に関する情報の取扱い)

第19条 会員から取得した個人情報については、関係法令に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとする。

(運営の細目)

第20条 本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成26年2月23日から施行する。
- 2 この会則は、施行後開催される最初の総会において、承認議決を経るものとする。
- 3 平成26年2月23日において会長の職にある者は、第8条第1項の規定により総会において選出されたものとみなす。
- 4 この会則は、平成27年2月22日 第8条第4項及び第17条第2項を改正した。
- 5 この会則は、平成28年4月11日 第17条第2項を改正した。
- 6 この会則は、平成29年2月1日 別表を改正した。
- 7 この会則は、平成29年6月14日 別表を改正した。
- 8 この会則は、平成30年1月24日 第12条第1項、第2項及び第13条第5項を改正した。
- 9 この会則は、平成30年5月21日 第7条第3号及び別表を改正した。
- 10 この会則は、令和元年5月28日 第12条第1項、第2項及び第13条第5項を改正した。

別表

| | |
|-----------------|---------------|
| 岐阜商工会議所 会頭 | |
| 大垣商工会議所 会頭 | |
| 高山商工会議所 会頭 | |
| 多治見商工会議所 会頭 | |
| 関商工会議所 会頭 | |
| 各務原商工会議所 会頭 | |
| 中津川商工会議所 会頭 | |
| 美濃商工会議所 会頭 | |
| 神岡商工会議所 会頭 | |
| 土岐商工会議所 会頭 | |
| 瑞浪商工会議所 会頭 | |
| 恵那商工会議所 会頭 | |
| 美濃加茂商工会議所 会頭 | |
| 可児商工会議所 会頭 | |
| 羽島商工会議所 会頭 | |
| 岐阜県商工会連合会 会長 | |
| 岐阜県観光連盟 会長 | |
| 岐阜県中小企業団体中央会 会長 | |
| 岐阜県工業会 会長 | |
| 岐阜県経済同友会 筆頭代表幹事 | |
| 岐阜県経営者協会 会長 | 若しくは相当の職にあるもの |